



バスク自治州と三重県の中の

世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書

第1 当事者

県南部地域活性化局長である伊藤久美子氏によって代表される日本国三重県を一方とし、州政府文化遺産局長であるミケル・アイズプル・ムルア氏によって代表されるスペイン王国バスク自治州を他方とする。

第2 覚書の目的

双方は、世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携を推進することを確認し、文化的活動の分野において、様々な取組を実行することを目的に本覚書を締結する。

第3 覚書の条項

1 目的

最初は、共通して関心を持つ世界遺産の巡礼道を生かした情報発信と交流に協力を集中するが、これらに限定されるものではない。

2 関与の水準

本覚書は、別途書面で承諾をされるようなものとは異なり、参加するいずれの側にも、いかなる資金的な債務を負わせるものではない。

この協力は、双方各々の予算の範囲で行うものとする。

協力は、常時連絡をベースとする。

3 内容の変更、有効期間及び終了

本文書の変更は、書面にて相互に合意を表明することによってのみ可能である。変更事項が記載された文書は、本覚書の添付文書として付け加えられ、

伊藤久美子



EUSKO JAURLARITZA
GOBIERNO VASCO



本覚書の一部とみなされる。

本覚書は、署名し関連行政手続きが完了した日から2年間有効とする。

本覚書の有効期間の満了の3か月前までに、覚書署名者のいずれかの書面による終了の申し出がないときは、本覚書は、有効期間満了時に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本覚書は、お互いの同意、もしくは、双方のいずれか一方が、3か月以上の猶予をもって他方に文書にて通知することにより、終了することができる。その場合、進行中、もしくは、第三者と約束をした活動については、双方はその活動の終了まで携わるものとする。

4 国際法上の義務を有しない性質であること

本覚書は、双方の機関の間の、依拠する基準を持たない国際協定であり、法的義務は発生せず、日本国とスペイン王国を国際法上拘束するものではない。

スペイン語、バスク語、英語、日本語にて、それぞれ正副二通、2019年11月7日、バスク自治州ベアサイン市において署名し、双方が1通ずつ保有する。
なお、上記いずれの言語の版も正式とする。

バスク自治州政府として

スペイン王国
バスク自治州文化言語政策省
文化遺産局

局長

ミケル・アイズプル・ムルア

三重県として

日本国
三重県南部地域活性化局

局長

伊藤 久美子